　　　下関市重度障害者等一般就労支援事業実施要綱

　（目的）

第１条　下関市重度障害者等一般就労支援事業（以下、「本事業」という。）は、重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連携し、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

　（事業内容）

第２条　本事業の内容は、企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第４９条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」という。）を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、本事業による支援の提供がなければ、就労の継続が困難であると市長が認めたときに、重度障害者等の通勤や職場等において、主に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第３項から第５項に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等の支援を行うものとする。

　（対象者）

第３条　本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則下関市内に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　民間企業（助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、Ａ型事業所の利用者は除くものとする。１週間の所定労働時間が１０時間以上のもの（障害者総合支援法第５条第１４項に規定する就労継続支援の利用者を除く）。なお、１週間の所定労働時間が１０時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が１０時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

(2)　自営業者等（前号に規定する対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）であって、自営業等に従事する時間が１週間のうち１０時間以上のもの

　（利用申請等）

第４条　本事業を利用しようとする者は、下関市重度障害者等一般就労支援事業利用申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し

(2) 支援計画書（様式第２号）

(3) 雇用されていることを証する書類（前条第１号に規定する対象者の場合）

(4) 自営業者等であることを証する書類（前条第２号に規定する対象者の場

合）

２　市長は、受理した下関市重度障害者等一般就労支援事業利用申請書（様式第１号）の内容を審査のうえ、支援の要否を決定するものとする。

３　市長は、前項の規定により支援が必要と決定された者（以下「利用決定障害者」という。）については、支給する支援の量及び利用期間を定め、下関市重度障害者等一般就労支援事業給付費支給決定（変更）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

４　市長は、第２項の規定により支援の必要が無いと判断された者については、理由を付した下関市重度障害者等一般就労支援事業給付費不支給決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

５　利用決定障害者は、本事業を利用しなくなったときには下関市重度障害者等一般就労支援事業利用終了届（様式第５号）を市長に提出する。

　（利用決定の取消し）

第５条　市長は、利用決定障害者であっても、やむを得ない事由が生じた場合は、利用決定を取り消すことができるものとし、下関市重度障害者等一般就労支援事業給付費支給取消通知書（様式第６号）にて通知する。

　（事業者）

第６条　本事業は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う指定障害福祉サービス事業者であって、適切な事業運営を行うことができると認める法人（以下「事業者」という。）が行うものとする。

　（支援の対象となる範囲）

第７条　第３条第１号に規定する対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、障害者雇用促進法第４９条第１項第４号又は第５号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして、当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

２　第３条第２号に規定する対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とする。

３　本事業の支給量上限は第３条に定める要件のうち行動援護・同行援護の利用者は１ヶ月あたり５０時間を最大とし、重度訪問介護の利用者は１ヶ月あたり１５０時間を最大とする。

　（実施体制）

第８条　事業者は、本事業に係る管理者を置くものとする。

２　事業者は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に抵触してはならない。

　（利用の契約）

第９条　事業者は、利用決定障害者から利用の申し込みがあった場合、利用決定障害者との間に、支援の内容、当該利用決定障害者に提供することを契約した支援の量（以下「契約量」という。）その他本事業の利用に関する契約を締結するものとする。

２　契約量の総量は、当該利用決定障害者の利用決定された支援の量を超えてはならない。

３　事業者は、利用決定障害者と契約を締結したとき及び契約を変更、解除したときは、重度障害者等就労支援特別事業契約内容報告書により市長に報告するものとする。

　（支援に要する費用等）

第１０条　本事業に係る支援に要する費用は、利用決定障害者が支給決定されている重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費に準じて、障害者総合支援法第２９条の規定に基づき算定した額とする。

２　市長は、利用決定障害者が、事業者から本事業に係る支援を受けたときは、当該利用決定障害者に対し、支援に要した費用から第１２条に規定する利用者の負担すべき額を控除して得た額を給付する。

３　市長は、前項の規定により算定した額について、当該利用者に代わり、事業者に支払うものとする。

４　前項の規定による支払があったときは、利用者に対して支給があったものとみなす。

５　事業者は、市長から本事業に係る支払を受けた場合は、当該利用者にその額を通知しなければならない。

　（費用の支払）

第１１条　事業者は、本事業に係る支援を提供したときは、前条第３項により算定した額について、下関市重度障害者等一般就労支援事業給付費請求書（様式第７号）により、下関市重度障害者等一般就労支援事業給付費明細書（様式第８号）を併せて、支援を提供した翌月末までに市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の請求が正当と認めたときは、当該請求書を受領した日から　３０日以内に支払うものとする。

　（利用者の負担）

第１２条　利用決定障害者は、本事業を利用した場合、次に定める額を負担し、事業者に納入するものとする。

(1)　市民税課税世帯の者については、支援に要した費用の１００分の１０に相当する額または別表第１に定める金額のうち安い方

(2)　生活保護を受給している者、市民税非課税世帯の者については、０円

　（事業実施報告書）

第１３条　事業者は、支援を提供した翌月末までに、下関市重度障害者等一般就労支援事業サービス提供実績報告書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

　（事業者の守秘義務）

第１４条　事業者は、本事業を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

　（様式）

第１５条　この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

　（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表第１（第１２条関連）

|  |  |
| --- | --- |
| 課税状況（※） | 自己負担上限月額 |
| 生活保護 | 0円 |
| 市民税非課税 | 0円 |
| 市民税所得割額16万円未満 | 9,300円 |
| 市民税所得割額16万円以上 | 37,200円 |

※利用者本人とその配偶者の課税状況の合算によって判断する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。